

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第4部－第3 水循環の促進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

下水道については、昭和48年に全国の都市に先駆けて100%の下水道整備を達成しましたが、近年、全国各地で発生している大規模地震や局所的な集中豪雨による浸水被害、環境保全型社会への転換など、下水道事業の新たな課題への対応が求められています。災害に強い下水道をめざし、平成17年9月の集中豪雨による被害等を踏まえ浸水被害が多く発生した地区を中心に都市型水害対策に取り組むとともに、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を推進してきました。さらに、環境改善対策として雨水浸透施設等の設置を推進するなど、雨天時における河川への汚濁負荷を削減し、水環境の向上を図っています。

下水道整備に着手した昭和34年から50年以上が経過する下水道施設を計画的に改築・更新するとともに、費用対効果や水質向上等の観点からも、三鷹市の単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入を推進し、安定した下水道経営と下水道サービスの提供を維持していくことが課題です。

上水道については、水資源の安定的な確保と渇水時等における安定供給に加え、市民サービスの維持・向上を図るため、東京都からの受託水道事業として配水管の耐震化や効率的な配水管網の整備などに取り組んできました。事務委託方式は、平成23年度末にすべて解消されて、市民サービスの低下を招くことなく東京都水道局へ円滑な移行が図られました。今後は災害時の応急給水等について、「多摩水道連絡会」を通して東京都水道局と連携し、適切に対応できる実施体制の強化が必要とされています。

● 施策の方向

平成26年度に策定した「下水道経営計画2022」に基づいた計画的かつ効率的な事業運営、健全な下水道経営によるサービスの充実に努めるとともに、総務省から要請のあった下水道事業の公営企業会計への法適用化に向け、取り組んでいきます。

引き続き災害に強い下水道をめざし、「下水道再生計画」に基づき、老朽化した下水道施設の長寿命化及び耐震化を推進し、安定した下水道機能の確保と耐震性の向上を図るとともに、河川や下水道への雨水の流出を抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図り、近年多発する都市型水害にも対応します。

また、平成21年度7月に東京都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に基づく野川水再生センターの事業化スケジュール等の策定について、関係機関と協議を進めます。

東京都水道局と連携して、災害時の飲料水を確保するため応急給水体制の充実に図り、震災に強い体制づくりを進めます。

水害対策については、水路の改修工事に取り組むとともに、東京都が管理する河川についても、早期に改修するよう、引き続き東京都に要請してまいります。

(注1)平成24年4月1日から「東部下水処理場」の施設名称を、「東部水再生センター」に変更しました。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
防災拠点周辺の下水道施設耐震化数	10施設	30施設	40施設	48施設

「地域防災計画」に位置付けられた学校等避難所となる防災拠点周辺の下水道施設の耐震化指標です。「下水道再生計画」に基づいて、地震対策事業に取り組みます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
雨水浸透ますの設置数	51,537基	60,726基	68,500基	75,500基

雨水の地下浸透の促進を示す指標です。雨水浸透ますの設置により雨水の地下浸透の促進と下水道への流出抑制を図ります。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- ・ 市民及び事業者は、浸水被害を軽減し、地下水の保全を図るため、敷地内に雨水浸透施設を設置し、雨水の地下への浸透と河川や下水道本管への雨水の流出抑制に努めます。
- ・ 市民及び事業者は、節水に努め、下水道の汚濁負荷の抑制と下水処理に係る電力等の削減に貢献します。

● 市の役割

- ・ 市は、ホームページ等を通して、雨水浸透施設の有効性や支援制度をPRし、雨水浸透施設の普及に努めます。
- ・ 市は、中高層建築物や開発行為の指導要綱に基づき、雨水浸透施設の設置や下水道施設の耐震化等の指導を行います。
- ・ 市は、工場や事業場等の事業者に対し、水質管理の指導を行い有害物質の下水道への流出を防止します。
- ・ 市は、河川等の環境保全を図るため、下水道の水質検査、水質調査を実施します。
- ・ 市は、東京都水道局と連携を図り、災害時等に備えた応急給水体制の整備に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 計画等の推進

(1)「下水道経営計画2022」の推進	◎ ①「下水道経営計画2022」の推進
(2)「下水道再生計画」の推進	◎ ①「下水道再生計画」の推進
(3)地方公営企業法の適用	◎ ①下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)

2 下水道施設等の整備

(1)適正な維持管理と計画的な改築・更新	◎ ①「下水道再生計画」の推進(長寿命化事業)
(2)災害対策の推進	◎ ①「下水道再生計画」の推進(地震対策事業)
	◎ ②都市型水害対策の推進
	※ ③河川水害対策事業の要請
(3)合流式下水道改善の推進	※ ①「合流式下水道改善計画」の推進
	②分流式下水道の推進

3 雨水の地下浸透の推進

(1)雨水浸透施設の設置	◎ ①雨水浸透ますの設置の推進
	②「道路雨水貯留浸透施設」の設置の推進
	③公共施設(建物・道路・公園等)における雨水浸透施設の設置の推進

4 「多摩川・荒川等流域別下水道整備計画」との整合化

(1)市内処理区の再編成	◎ ①東部処理区の流域下水道への編入の推進
--------------	-----------------------

5 下水処理の適正化

(1)施設の適正な維持管理の推進	①東部水再生センター等の適正な維持管理
(2)情報提供・啓発の推進	①環境に関する情報提供の充実 (「第4部-第1 環境保全の推進」参照)

6 雨水利用の推進

(1)雨水の有効利用	①環境配慮制度に基づく雨水利用設備の整備の誘導
	②公共施設における雨水利用の推進

7 都営水道事業との連携

(1)都営水道事業の事務委託解消後の体制整備	※ ①「多摩水道連絡会」を通じた東京都との連携強化
	②非常時の応急給水体制の確立 (「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)

V 主要事業

1-(1)-① 「下水道経営計画 2022」の推進

下水道事業の今後の事業計画、経営見通し等を明らかにし、中期的なビジョンを示した「下水道経営計画 2022」を策定しました。この計画に基づき、安定した下水道経営と下水道サービスの提供、管理の適正化等、計画的な事業の推進と効果的・効率的な事業の推進を図ります。

策定にあたっては、東部処理区の流域下水道への編入、下水道再生計画等と整合を図りながら、健全な下水道経営の視点から調査・検討を行い、計画素案を「使用料等審議会」に報告し、パブリックコメントを実施することにより、市民等の意見を反映しました。今後は、計画の進捗状況等について、情報提供の充実を図り、安定した経営に取り組めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「下水道経営計画 2022」の推進	計画の推進	計画の策定	推 進				→

1-(2)-① 「下水道再生計画」の推進

長寿命化及び地震対策事業計画を統合した「下水道再生計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき事業を推進します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「下水道再生計画」の推進	計画の推進	計画の策定	推 進				→

1-(3)-① 下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)

総務省から平成 31 年度までに取り組むよう要請のあった下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)について、取り組みを進めていきます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)	法適用(公営企業会計への移行)に基づく事業実施		導 入 準 備	固 定 資 産 調 査	基 礎 資 産 調 査	資 産 台 帳 整 備 会 計 シ ス テ ム 構 築	→ 移行完了 公営企業会計 の適用

2-(1)-① 「下水道再生計画」の推進(長寿命化事業)

下水道整備着手から50年以上が経過し、下水道施設の老朽化による故障や機能の低下が懸念されます。そのため、計画的に施設の改築を実施する必要があることから、「下水道再生計画」に基づき、効果的・効率的に下水道管路、東部水再生センター及びポンプ場施設の長寿命化事業を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
下水道管路施設の長寿命化 (事業費:約1億円)	調査・対策	調査	推進				→
東部水再生センター施設の長寿命化 (事業費:約16億2千万円)	工事・設計 (電気・機械設備)	調査・設計	設計・工事				→
ポンプ場施設の長寿命化 (事業費:約2億8千万円)	工事・設計 (井の頭ポンプ場 新川ポンプ場)	調査・設計		設計	工事		→

2-(2)-① 「下水道再生計画」の推進(地震対策事業)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、下水道施設に大きな被害が発生し、地震対策事業の重要性を再認識したところです。震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざして、「下水道再生計画」に基づき、防災拠点周辺等の下水道管路、東部水再生センター及びポンプ場施設において、地震対策事業を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
下水道管路施設の調査及び耐震化	60施設 (防災拠点周辺、軌道下、河川下)	35施設	2施設	2施設	4施設	2施設	15施設
東部水再生センター施設の耐震化 (事業費:約2億4千万円)	工事・設計 (電気棟・汚泥棟・管理棟)	調査	設計	工事設計	→	工事	工事
ポンプ場施設の耐震化	工事・設計 (井の頭ポンプ場・新川ポンプ場)	調査・設計	工事		設計	工事	

2-(2)-② 都市型水害対策の推進

近年、多発する集中豪雨による「都市型水害」に対処するため、緊急を要する箇所に「雨水貯留管」等を整備するとともに、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する「道路雨水貯留浸透施設」を設置します。また、甲州街道付近の水害対策を調布市等と連携して推進するとともに、中原地区の中仙川改修工事を行うほか、国や東京都、近隣区市との連携による対応を進めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)	
			27	28	29	30		
都市型水害対策の 推進 (事業費:約 9 億 4 千万 円)	道路雨水貯留浸透施設・貯留管等の整備	整備	整備	→				
	甲州街道付近の対策		検討	推進	→			
	中仙川改修工事		工事	→				

3-(1)-① 雨水浸透ますの設置の推進

環境保全型都市をめざし、総合的な治水対策の一環として、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道本管への流出を極力抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図ることを目標に、公共施設・民間建築物・住宅等への雨水浸透ますの設置の推進を図ります。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
雨水浸透ますの設置の推進	75,500 基(累計)	60,726 基	2 0 0 0 基	2 0 0 0 基	2 0 0 0 基	2 0 0 0 基	7,000 基

4-(1)-① 東部処理区の流域下水道への編入の推進

平成 21 年 7 月に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に位置づけられた東部処理区の編入について、関係機関との協議を行い実施に向けて取り組めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
東部処理区の流域下水道への編入の推進	流域下水道への編入の推進	協議・推進	推協 進議	→			

VI 推進事業

2-(2)-③ 河川水害対策事業の要請

近年、中小河川の目標整備水準である時間 50 ミリを超える豪雨が増加していることから、これらの豪雨に対処していくため、東京都が現在進める目標整備水準(時間 65 ミリ降雨)に対応する河川整備を、早期に行うよう要請します。

2-(3)-① 「合流式下水道改善計画」の推進

市域の約 8 割を占める合流式下水道は、雨天時に雨水と汚水が混合された下水の一部が公共水域に流出し、河川などの水質のみならず環境・景観に影響を与えています。「合流式下水道改善計画」に基づき雨水浸透施設等を設置し、公共水域へ流出する回数の減少を図ります。

7-(1)-① 「多摩水道連絡会」を通じた東京都との連携強化

事務委託方式を平成 23 年度末ですべて解消され、水道事業を東京都水道局に移行しました。東京都及び関係機関との連携の強化を、引き続き「多摩水道連絡会」を通して図ります。

Ⅶ 関連個別計画

- ・下水道経営計画 2022
- ・下水道再生計画
- ・地域防災計画